

監 第 9 9 号  
令和3年12月24日

かほく市長  
油 野 和 一 郎 様

かほく市監査委員 黒 田 太喜雄

かほく市監査委員 竹 内 幹 雄

令和3年度定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により報告いたします。

令和3年度

# 定期監査報告書

かほく市監査委員

# 目 次

第 1 監査の趣旨	.....	1
第 2 監査のテーマ	.....	1
第 3 監査の目的	.....	1
第 4 監査の種類	.....	2
第 5 監査の対象及び方法	.....	2
第 6 監査の実施場所及び日程	.....	2
第 7 監査の評価項目（着眼点）	.....	3
第 8 監査の結果	.....	4
第 9 意見・要望等	.....	4

## 第1 監査の趣旨

地方自治法第2条第14項から第16項の規定に基づき、行政事務が適正に執行され、かつ組織及び運営の合理化に努め、その目的を達成しているかどうかについて、かほく市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠して監査を実施した。

## 第2 監査のテーマ

- 1 事務事業及び予算執行状況について
- 2 新型コロナウイルス感染症対策事業の実施状況について
- 3 公金収入事務（使用料・手数料）について
- 4 会計年度任用職員（時間外勤務及び休暇）について

## 第3 監査の目的

- 1 事務事業及び予算執行状況について  
財務に関する事務の執行が法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているかを主眼として、各課より令和3年度（上期）における執行状況等の監査資料の提出を求め、諸帳簿、証憑書類を審査し、関係職員から説明を聴取して監査を行う。
- 2 新型コロナウイルス感染症対策事業の実施状況について  
新型コロナウイルス感染症の影響で事業の縮小が行われる一方で、令和2年度から各施設での感染症対策（予防物品の購入など）がなされている。  
令和2年度及び令和3年度（上期）における感染症対策事業について、事務の執行状況及び事業を検証し、事務の適正な執行に資することを目的とする。
- 3 公金収入事務（使用料・手数料）について  
市民等が市に納付する公金の納付については、納入通知書によるほか、口座振替などの方法が財務規則等で定められている。  
公金収納事務の執行状況と運用の状況について検証し、事務の効率化と行政サービスの向上に資することを目的とする。
- 4 会計年度任用職員（時間外勤務及び休暇）について  
地方公務員法及び地方自治法の一部改正する法律（平成29年法令第20号）が公布され、令和2年4月より会計年度任用職員制度が開始された。  
かほく市では、かほく市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき実施されており、人事管理事務の書類等が適正に処理されているか検証する。

## 第4 監査の種類

- 1 事務事業及び予算執行状況について  
地方自治法第199条第1項の規定による監査（財務監査）
- 2 新型コロナウイルス感染症対策事業の実施状況について  
地方自治法第199条第1項の規定による監査（財務監査）
- 3 公金収入事務（使用料・手数料）について  
地方自治法第199条第1項の規定による監査（財務監査）
- 4 会計年度任用職員（時間外勤務及び休暇）について  
地方自治法第199条第2項の規定による監査（行政監査）

## 第5 監査の対象及び方法

- 1 事務事業及び予算執行状況について  
令和3年4月～令和3年9月末現在の予算の執行状況について各課より所定の調書の提出を求め、調書に基づく事前調査を実施し、その結果を受けて本監査で担当課長等から着眼点について聴取した。
- 2 新型コロナウイルス感染症対策事業の実施状況について  
各課より新型コロナウイルス感染症対策事業の実施状況について、所定の調書の提出を求め、調書に基づく事前調査を実施し、その結果を受けて本監査で担当課長等から着眼点について聴取した。
- 3 公金収入事務（使用料・手数料）について  
各課で行われている使用料・手数料の公金収入事務を対象とし、所定の調書の提出を求め、調書に基づく事前調査を実施し、その結果を受けて本監査で担当課長等から着眼点について聴取した。
- 4 会計年度任用職員（時間外勤務及び休暇）について  
各課に配置されている会計年度任用職員の勤務状況について、所定の調書の提出を求め、調書に基づく事前調査を実施し、その結果を受けて本監査で担当課長等から着眼点について聴取した。

## 第6 監査の実施場所及び日程

- 1 実施場所  
かほく市議会庁舎 1階 会議室
- 2 日程  
事前調査（資料作成を含む） 令和3年10月1日（金）～10月29日（金）  
本調査 令和3年11月4日（木）～11月18日（木）

3 本調査 監査対象部課

総務部	総務課・総務課（管財室）・財政課・企画振興課・情報推進課・税務課
市民生活部	市民生活課・防災環境対策課・子育て支援課
健康福祉部	長寿介護課・健康福祉課・保険医療課
産業建設部	産業振興課
教育部	学校教育課・生涯学習課・スポーツ文化課
消防本部	消防課

## 第7 監査の評価項目（着眼点）

1 事務事業及び予算執行状況について

- (1) 財務事務の執行や経営に係る事業の管理が適正で効率的かつ効果的に行われているか。
- (2) 基本的な事務の執行が、適正かつ合理的、効率的に行われているか。
- (3) 今年度予定している主要事業（新規事業、拡充事業）が、計画的かつ順調に執行されているか。

2 新型コロナウイルス感染症対策事業の実施状況について

- (1) 事業は計画的に執行されているか。
- (2) 関係機関との連携調整及び各種手続きは適正に行われているか。

3 公金収入事務（使用料・手数料）について

- (1) 公金収納事務の運用は効率的に行われているか。
- (2) 公金の納付する市民の利便性は確保されているか。
- (3) 公金収納事務は適正に行われているか。

4 会計年度任用職員（時間外勤務及び休暇）について

- (1) 会計年度任用職員の配置は、業務の専門性（有資格等）により適切にされているか。
- (2) 会計年度任用職員の勤務状況は適正か、また、休暇、時間外勤務等の手続きは適正か。

## 第8 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

### 1 財務監査

- (1) 事務事業及び予算執行状況について  
概ね適正に執行されていた。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策事業の実施状況について  
概ね適正に執行されていた。
- (3) 公金収入事務（使用料・手数料）について  
概ね適正に執行されていた。

### 2 行政監査

- (4) 会計年度任用職員（時間外勤務及び休暇）について  
概ね適正に執行されていた。

## 第9 意見・要望等

今回の定期監査においては、「第3 監査の目的」に記載のとおり4つのテーマを設定し、それぞれの項目について監査を実施した結果、概ね適正に執行されていると認められた。

しかし、監査の過程で次の点において、運用上検討を要すると思われる。

### (1) こども屋内運動施設（あそびの森かほくく）の継続的運営について（要望）

令和2年度に完成したこども屋内運動施設（あそびの森かほくく）の管理運用については、公共施設等管理委託料として委託先のクラブパレットに対し年間30,000千円を支払い、子ども・子育て基金から今年度20,000千円を取崩して、その財源の一部に充ている。

コロナ禍で開設当時は入場制限もあり、収入見込みであった市外からの来館者（親子）もなく厳しい状況であったが、入場制限の一部解除に伴い多くの来館者が訪れ、入場収入も大幅に増加している。

こども屋内運動施設の運営にあたっては基金の繰入等の特定財源のみに頼ることなく利用収入を含めた財源を確保し、創意工夫をしながら、長期的な施設の継続的、安定的な運営に尽くされたい。

### (2) 新規・拡充事業について（要望）

新規事業である市営バス、福祉巡回バスの広告スペースを活用した協賛金募集事業（予算額300千円）については、コロナ禍から予定の協賛金募集を控える状況に至っていることから、未執行となる可能性があるため、今後予算計上にあたっては、現況を踏まえた上で実行可能性について十分検討されたい。